

令和 2 年度

第 7 回 第二農地部会定例会議事録

令和 2 年 10 月 29 日 (木)

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和2年度 第7回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年10月29日(木) 午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(16名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 井部 慎一、田鹿 敏行
(大島区) 高橋 三登一
(牧 区) 中川 正道、米川 尚登、金井 薫
(柿崎区) 小池 孝志、長井 恒夫、官川 武彦
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二
(吉川区) 常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 田邊 清一、(頸城区) 大島 伸一の2名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	
農業委員会事務局	局 長	坂井 晃	農政係長 羽深 元子

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 小山一成委員、2番 五十嵐隆一委員

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
- ②浦川原区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
- ③大島区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
- ④牧区駐在室管内分
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
- ⑤柿崎区駐在室管内分
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
 - 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
- ⑥大潟区駐在室管内分
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
- ⑦頸城区駐在室管内分
 - 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
- ⑧吉川区駐在室管内分
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
- ⑨三和区駐在室管内分
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

5 会議

柿崎区 駐在室長	【1. 開会】 (午後2時00分) それでは、これより令和2年度第7回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	第二農地部会委員数12名の内、本日出席委員12名全員出席になります。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数18名の内、出席推進委員16名、欠席推進委員2名です。
議 長	【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番 小山一成委員、2番 五十嵐隆一委員を指名いたします。
議 長	【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 では、議事の前に上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 5番 岸田健委員の発声をお願いします。 (全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。
議 長	≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫ 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

安塚区 駐在室	<p>す。</p> <p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>先に議案書の一部訂正をお願ひいたします。</p> <p>5 頁報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」番号 2103 番から 2105 番の変更前の契約期間を 10 年 3 ヶ月から 10 年 2 ヶ月に訂正をお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定ですが 3 年を超え 6 年以内が 1 件で借り手人数 1 名、貸し手人数 1 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 4 筆、4,060 m²で再設定です。新規の利用権設定、2 利用権移転、3 所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁に掲載いたしました。</p> <p>なお、この再設定 1 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 3 頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。</p> <p>1 の権利の設定の内訳は、10 年を超えるものが 3 件、借り手人数は 3 名、権利を設定する土地は、地目田が 36 筆、18,229.58 m²、畑が 4 筆、159 m²、新規設定が 3 件です。</p> <p>それでは、詳細について説明します。4 頁をご覧ください。番号 2105 番から 2107</p>

	<p>番の 3 件です。地域の農事組合法人並びに担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。</p> <p>5 頁をご覧ください。5 頁番号 2103 番から 6 頁 2113 番までの 11 件です。いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件について承認いたします。</p>
	<p>≪浦川原区駐在室の議案≫</p>
議 長	<p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。番号 2507 番から 2510 番の 4 件です。いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	す。
	(「ありません」の声あり)
議 長	質問がないようですので、本件について承認いたします。
	〈大島区駐在室の議案〉
議 長	次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
	〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉
議 長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願ひします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 1頁をご覧ください。2927番から2930番の4件です。解約事由は、2927番が労力不足、2928、2929番が耕作不便・低生産地のため、2930番が借受人の要望によるものです。返還後の利用計画については、2927番から2929番が休耕、2930番が他者へ貸し付け予定です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
	〈報告第2号 農用地利用集積計画変更について〉
議 長	報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。 2頁をご覧ください。番号2901番から2902番の2件です。いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	質問がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。まず 1 の利用権設定について、6 年超、10 年以内の 1 件のみです。借り手 1 名、貸し手 1 名で利用権を設定する土地は田 4 筆、1,917 m²で、再設定です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁番号 3465 番の 1 件を記載しましたのでご覧ください。</p> <p>譲受人が 86 歳と高齢ですが同居する息子さんがいることから問題ないと考えます。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>報告第 1 号 農用地利用集積計画の変更について</u>≫</p> <p>次に、報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3304 番から 3307 番までの 4 件で、いずれも農地中間管理機構を介した利用集積計画の変更であります。変更内容は 4 件とも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件について承認いたします。</p>
	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p>
議 長	<p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p>＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞</p>
議 長	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 3708 番の 1 件です。</p>
	<p>今回の申請は、両者の親が圃場整備の換地時から売買の約束がされ金銭の授受も済んでいることが、親の相続登記時にわかり、このほど贈与による所有権移転を行うことになったものです。現在、農業経営基盤強化促進法により賃貸借されているため後ほど説明いたしますが、報告第 1 号で農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約をしているものです。</p>
	<p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p>＜<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p>
議 長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま</p>

柿崎区 駐在室	<p>す。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内容は、3 年以内が 7 件、3 年を超え 6 年以内が 8 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、計 16 件、借り手人数 5 名、貸し手人数 16 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 61 筆 49,748 m²、畑 4 筆、1,641 m²、再設定が 16 件、新規設定はございません。</p> <p>次に、2 の利用権移転、3 の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、3 頁の 3948 番から 6 頁 3963 番までの 16 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>なお、これら 16 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p> <p>7 頁、1 権利の設定、10 年超が 3 件で合計 3 件、借り手人数は 3 名です。</p> <p>権利を設定する土地は田 9 筆 17,885 m²で、新規が 3 件になります。</p> <p>次に 2 権利の移転ですが、ありません。</p> <p>詳細については、8 頁 3706 番から 3708 番の 3 件になります。</p> <p>この 3 件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>9頁番号3722番の1件です。農業経営基盤強化促進法による賃貸借によるものです。</p> <p>まず、3722番は、貸し人の要望による解約で返還後は他者に贈与により所有権移転するものです。</p> <p>なお、備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p> <p>次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>10頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」番号3751から13頁3775番までの25件を説明いたします。</p> <p>この案件はすべて小作料の減額による変更になります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	(質疑・応答 なし)
議 長	特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。3 年以内が 2 件、借り手人数、1 名貸し手人数 2 名です。利用権を設定する土地は、地目が田で 4 筆、面積は 8,211 ㎡で再設定です。</p> <p>2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>利用権設定の詳細は議案書 2 頁に記載のとおりです。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(質疑・応答)
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法により、農地中間管理機構へ貸付けた農地について、市長が農地中間管理機構に借受申出をして</p>

<p>議 長</p>	<p>いる農業者への配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>1 の権利の設定は 5 年以上 10 年以内が 1 件、借り手人数は 1 名、権利を設定する土地は、地目が田、3 筆で 3,098 m²、新規設定です。2 の権利の移転はありません。詳細は議案書 4 頁に記載しました。人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(質疑・応答)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p>
<p>議 長</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 5 頁をご覧ください。番号 4611 番は雁子浜地内の登記簿地目「畑」面積 535 m²を駐車場として利用するため売買するものです。</p> <p>次に、番号 4612 番は土底浜地内の登記簿地目「畑」面積 281 m²を隣接する宅地の敷地拡張のため売買するものです。</p> <p>次に、番号 4613 番は犀潟地内の登記簿地目「畑」面積 211 m²を駐車場として利用するため売買するものです。</p> <p>次に、番号 4614 番は土底浜地内の登記簿地目「畑」面積 111 m²を隣接する宅地とあわせ、一般個人住宅とするため売買するものです。以上 4 件の位置図は 6 頁から 9 頁をご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について承認します。</p>
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
大湊区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。 議案書は10頁と11頁をご覧ください。番号4618番から4629番の12件です。 いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について承認します。</p>
議 長	<p><頸城区駐在室の議案></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について></p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室です。よろしく申し上げます。 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。 議案書は1頁をご覧ください。番号5306番の1件です。</p> <p>申請農地は、頸城区五十嵐字東古割地内の「地目 畑」3筆で一般個人住宅を建築するものです。現在、申請者は旧市内にお住まいですが、定年退職後は、第二の人生は健康で豊かに過ごしたいという生活様式の一環から、趣味の充実を図りたいと考えておられます。しかし旧市内のご自宅は、山麓線沿線の住宅密集地に所在し、趣味の自動車のメンテナンスならびに家庭菜園を楽しむことは、空きスペースなどの兼ね合いにより断念せざるを得ない状況でございました。また定年後は第一線から退く考えである一方、「会社経営者」という立場上、当面の間は、緊急時には現場へ駆けつけなければならず、このような状況を鑑み、新天地において住宅建築を決断したものでございます。土地の選考につきましては、5年ほど前から隣県・市外あるいは旧市内、三和区、頸城区、大湊区など様々な土地を選考してまいりましたが、いずれも申請者の意向を満たすものではありませんでした。そのようななか、今般、親戚から紹介を受けた譲渡人所有農地が意向と合致し、譲渡人にとっても良縁だったことから、今般の農地の取得・住宅建築に至ったものであります。申請農地は、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから第1種農地と判断いたしまし</p>

	<p>た。土地利用計画は、一般個人住宅 1 棟・建築面積 198.13 m²で建蔽率は 29.05%、工期は、令和 2 年 11 月 19 日から令和 3 年 9 月 22 日までとなっております。当該転用に際し、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水排水は道路側溝へ排出することから、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしました。3 頁の太線は申請農地、破線は地目が宅地となっておりますのでご留意下さい。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 4 頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。</p> <p>1 の権利の設定の内訳は、10 年を超えるものが 2 件、借り手人数は 2 名、権利を設定する土地は、地目が田で 18 筆、44,217 m²、新規設定が 2 件です。つづいて 5 頁、整理番号 5320 番、5321 番です。地域の担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞</u>
頸城区 駐在室	報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。 報告第1号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。 議案書は6頁をご覧ください。番号5423番から15頁、番号5491番までの69件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜吉川区駐在室の議案＞</u>
議 長	次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
吉川区 駐在室	<u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議 長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
議 長	吉川区駐在室です。よろしく申し上げます。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。 議案書は1頁をご覧ください。 1の利用権設定は、3年以内が1件、3年を超え6年以内のもの2件、借り手3名、貸し手2名で、利用権を設定する土地は、田8筆、14,392㎡で、いずれも再設定となります。 2の利用権移転はなし、3の所有権移転は3件で、譲受人3名、譲渡人3名、田19筆16,161㎡、畑14筆1,791㎡、雑種地1筆127㎡です。 詳細については、2頁6411番から4頁6416番に掲載しましたのでご覧ください。 それでは、所有権移転3件についてご説明いたします。 4頁6414番は小作地の取得です。以前より譲受人に賃貸借契約を締結して耕作を依頼していた地権者ですが、将来に渡っても耕作の意思がないことから、この際、無償で賃借人に譲渡するものです。なお、このうちに雑種地127㎡を含みますが、これは平成3年の基盤整備事業の際に雑種地として換地を受けたもので、現地は今回同時に申請しております田の土羽であり、一体活用する農地等として併せてご提

案させていただくものです。

次に 6415 番ですが、これも小作地の取得です。現地は基盤整備事業の際、譲受人所有の田と 1 枚の耕地として換地を受け、長らく賃貸借契約を締結して小作地として耕作してきましたが、1 枚の田を分割することは現実的でないことから、この際、所有権を移転し、1 枚の田を 1 人の名義として管理するために権利名義を整理するものです。対価はなく、無償譲渡となります。

また、6416 番もその大半が実質の小作地取得であり、高齢である譲渡人は、自家に後継者がいないことから、娘婿である譲受人に、財産整理の意味も込めて譲渡するものです。対価は総額で 10 万円ということから、10 アール当たりになりますと、田畑ならして 6,563 円と極めて廉価での譲渡となります。なお、この後、報告第 1 号でご報告いたしますが、譲受人が法人として小作していた農地の賃貸借契約を解約して、個人名義で譲り受けるものです。

以上、これら案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。

1 権利の設定は、期間 5 年以上 10 年以内の 1 件です。

2 権利の移転はありません。

議案書は 6 頁に詳細を記載しましたのでご確認ください。

提案いたしました案件は、先月の農地部会でご審議いただいた農業経営基盤強化促進法の利用集積計画によって、農地中間管理機構に貸し付けた農地であり、今般、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったことから、管理機構に借受けの申し出をしている農業者

議 長	<p>に配分するために利用配分計画案を作成いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。議案書は7頁をご覧ください。</p> <p>6234番1件です。高齢である賃貸人は平成27年に娘婿である賃借人が主宰する法人に経営基盤強化促進法により賃貸借契約を締結して農業を引退しましたが、今般、財産整理で所有農地を譲り渡すに当たって、法人ではなく、娘婿個人へ譲りたいとの意向があって、合意解約されたものです。</p> <p>なお、備考欄に、議案第1号でご審議いただいた関連案件の頁と整理番号を記載いたしましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。議案書は8頁から15頁をご覧ください。</p>

	<p>番号 6205 番から 6254 番までの 50 件は、いずれも農地中間管理機構を介して転貸している土地で、変更内容はいずれも小作料の変更で、その他の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
長瀬委員	<p>議案書 11 頁について、変更後の賃借料が「0 円」と記載されているが、これはどういうことか。</p>
吉川区 駐在室	<p>変更前は賃借料が支払われていましたが、変更後は賃借料が 0 円、つまり使用貸借に変更されたものです。</p>
五十嵐委員	<p>平成 31 年に賃貸借契約を結んだばかりなのに、2 年と経たないうちにタダに変更するなどということはおかしくはないか。</p>
吉川区 駐在室	<p>この賃貸借契約は県農林公社を介した転貸であり、実質「農業経営基盤強化促進法」ではなく、「農地中間管理事業法」で運用されています。</p> <p>県農林公社では、毎年、春先に賃借料に変更がないか当事者に照会して、その回答により、両者の合意で賃借料を変更しています。</p> <p>農業委員会へは、その後、結果としての通知がありましたので、今回ご報告させていただくものです。</p>
大瀧委員	<p>例えば、同じ道之下地区でも有料の案件もあればタダの案件もある。その辺の事情はきちんと調べたのか。</p>
吉川区 駐在室	<p>道之下地区の個別の案件についての精査はしておりませんが、同地区は 2 年ほど前に圃場整備が終了した地区であることから、工事地区に編入されたか、されなかったか、工事償還金を地主が払うか耕作者が払うかなどの個別の事情があって、こうした違いになっているものと理解しています。</p>
大瀧委員	<p>そうした事情についても、きちんと調査しないといけないのではないか。</p>
吉川区 駐在室	<p>農業委員会へは、変更された結果として通知されるものではありませんが、本件のような変則的で事情がありそうな案件については、次回から公社へ確認した上で本席に臨むようにしたいと思います。</p>
大瀧委員	<p>了解。</p>
議 長	<p>他にご質問等がなければ、本件を承認することといたします。</p>

議 長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について》</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、2 頁、番号 8730 番から 4 頁 8746 番までの 17 件は、五十嵐委員の関連する案件ですので、議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。</p> <p>(五十嵐委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号 8730 番から 8746 番までの 17 件の五十嵐委員関連について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員の関連する案件について説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、6 年を超え 10 年以内が 6 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 5 名です。利用権を設定する土地は、田が 142 筆 103,490 m²、新規設定が 6 件です。</p> <p>2 の利用権移転の内訳は、借り手人数 1 名、貸し手人数 2 名、利用権を移転する土地は、田が 73 筆 73,291.82 m²です。</p> <p>3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁から 4 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定について説明いたします。</p> <p>2 頁、8730 番から 8732 番までの 3 件は、法人が設立されたことに伴い、五十嵐委員ご自身が構成員となっている法人へ利用権を設定するものです。</p> <p>8733 番は、これまで別の借手が耕作していましたが、農地の集約化を図るため地域の認定農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>8734 番、8735 番の 2 件は、これまで貸手が自作されていた農地を、新規に設立された法人へ貸し付けるものです。</p> <p>次に利用権移転の明細について説明いたします。</p> <p>3 頁 8736 番から 4 頁 8746 番までの 11 件は、法人が設立されたことに伴い、これまでの借手から法人へ利用権を移転するものです。</p> <p>また、合同会社米ヴィレッジさんわについては、農地所有適格法人ではなく一般法人のため解除条件付きによる賃借権の設定となっております。農業経営改善計画認定申請については、先月 10 日付で申請され、9 月 25 日に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となっております。</p> <p>現在、五十嵐委員が家族経営協定を締結し、親子間による農業経営改善計画共同</p>

<p>議 長</p>	<p>申請の認定を受けていることから、法人経営体と重複して認定されておりますが、その理由としましては、令和2年産ナラシ対策交付金の交付を受けるまでに交付対象者の要件を満たしていることが必要となるためです。</p> <p>なお、関連案件について報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。</p> <p>これら利用権設定6件、利用権移転11件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、番号8730番から8746番までの17件は、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号8730番から8746番までの17件は、原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、6頁、番号8609番は五十嵐委員の関連する案件ですので、議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。</p> <p>(五十嵐委員退席)</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>それでは、番号8609番の五十嵐委員関連について、事務局の説明を求めます。</p> <p>5頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五十嵐委員の関連する案件について説明いたします。</p> <p>議案書は、5頁から6頁をご覧ください。</p> <p>6頁8609番は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地14筆について、市長が機構に借受け申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>権利の設定について、議案書 5 頁をもとに説明いたします。</p> <p>1 の権利の設定は、期間は 10 年を超えるものが 1 件、借り手人数 1 名、権利を設定する土地は、田が 14 筆 18,146 m²、新規設定です。</p> <p>2 の権利の移転はありません。詳細につきましては、6 頁に掲載いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、番号 8609 番に同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 8609 番は同意することに決定いたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五十嵐委員関連以外の案件について、説明いたします。</p> <p>議案書は、5 頁から 6 頁をご覧ください。</p> <p>6 頁 8607 番、8608 番、8610 番の 3 件は、8609 番と同様、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 47 筆について、市長が機構に借受け申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>権利の設定について、議案書 5 頁をもとに説明いたします。</p> <p>1 の権利の設定は、期間は 10 年を超えるものが 3 件、借り手人数 3 名、権利を設定する土地は、田が 47 筆 96,145 m²、新規設定です。</p> <p>2 の権利の移転はありません。詳細につきましては、6 頁に掲載いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、番号 8607 番、8608 番、8610 番の 3 件に同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 8607 番、8608 番、8610 番の 3 件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>7 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は 7 頁から 10 頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、7 頁 8609 番から 9 頁 8626 番までの 18 件及び 10 頁 8634 番 1 件の計 19 件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借で、合意解約の事由は借人の要望によるものが 19 件で、返還後の利用計画は 19 件とも他者へ貸付予定です。</p> <p>次に 9 頁 8627 番から 8628 番までの 2 件です。契約内容は、農地中間管理機構を介した転貸しで、合意解約の事由は、8627 番は借人の要望、8628 番は耕作者の要望で、返還後の利用計画は 2 件とも他者へ貸付予定です。</p> <p>続きまして、8629 番から 8633 番までの 5 件です。契約内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借で、合意解約の事由は、8629 番は労力不足、8630 番から 8632 番までの 3 件は借り手の変更、8633 番は農地集約で、返還後の利用計画は他者へ貸付予定 1 件、他者へ貸付け 4 件の計 5 件です。また、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>

三和区 駐在室	<p>説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。訂正箇所は、2 か所ございます。13 頁 8658 番、契約期間の日数が変更前・変更後ともに 9 年 5 ヶ月と表記されておりますが、9 年 4 ヶ月に訂正をお願いいたします。次に、20 頁 8705 番についても契約期間の日数が 10 年 3 ヶ月と表記されておりますが、変更前・変更後とも 10 年 2 か月に訂正をお願いいたします。お手数をおかけして大変申し訳ございません。</p> <p>それでは、報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。議案書は 11 頁から 20 頁をご覧ください。</p> <p>11 頁番号 8642 番から 12 頁 8649 番までの 8 件は、農地集積円滑化団体であるえちご上越農業協同組合を介しての転貸です。いずれも小作料の減額による変更です。</p> <p>次に 12 頁 8650 番から 20 頁 8705 番までの 56 件は、農地中間管理機構を介しての転貸です。56 件の内、小作料の増額による変更が 1 件、それ以外の 55 件については、小作料の減額による変更です。</p> <p>13 頁 8658 番は変更前の賃借料が使用貸借 0 円となっておりますが、平成 28 年契約当時、圃場の水はけが良くない状態でありました。そのため、農作業効率を考慮し、賃借料が発生しない使用貸借契約を結んでおりましたが、それが改善されたことにより作付けができる状態となったことから、増額による変更となります。</p> <p>20 頁 8705 番は変更後の小作料の額が 3,000 円と低額に設定されておりますが、圃場の水はけが良くないため、賃借人が重機を入れ整備し、作付けを開始しましたが、圃場の水はけが悪く、思い通りの作付けが出来なかったことから、双方協議の上、決定されたものとお聞きしています。いずれも小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議 長	<p>【7. 閉会】</p> <p>本日の令和 2 年度第 7 回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 5 分終了)</p>